

目 次

津市規則

津市健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

公示送達

津市議会の招集

津市白山生活排水処理施設に係る使用料徴収事務の委託

津市公告

予防接種の実施

負傷動物の収容

犬の抑留

津市障害者支援多機能型事業所及び津市知的障害者指定共同生活援助事業所の施設の貸借並びに事業所整備用地の売却に係る条件付き一般競争入札の実施

負傷動物の収容

動産に係る公売公告兼見積価額公告

負傷動物の収容

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

負傷動物の収容

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

※ 目次には、JIS 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第33号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（高額療養費の支給申請等）

第26条 法施行規則第27条の16第1項の高額療養費支給申請書は、国民健康保険高額療養費支給申請書（第13号様式）によるものとする。

2 法施行規則第27条の17の2第1項の高額療養費支給申請書は、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第13号様式の2）によるものとする。

3 法施行規則第27条の16第1項及び第27条の17の2第1項の規定による高額療養費支給申請書の提出は、市長が別に定めるところにより省略することができる。

第26条の2中「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第13号様式の2）」を「国民健康保険高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第13号様式の3）」に改める。

第13号様式中「被保険者証番号」を「記号番号」に、

「

※世帯主以外の口座にお振込みする場合のみ「委任状」への記入・押印が必要です。

世帯主による自署であれば、押印は不要です。

委 任 状	
上記申請の高額療養費の受領を上記口座名義人に委任します。	年 月 日
委 任 者 住所 _____	
(世 帯 主) 氏名 _____	④ _____

※ 世帯主以外の口座にお振込みする場合のみ「委任状」への記入・押印が必要です。

※ 世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

を

※ 世帯主以外の方の預金口座を御利用される方は、次の委任状に御記入ください。

委 任 状

上記申請の高額療養費の受領を上記口座名義人に委任します。 年 月 日

委 任 者 住所 _____

(世 帯 主) 氏名 _____ (印)

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第13号様式の2中「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を「国民健康保険高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に、

支給方法	口座管理 番号	銀 行 農 協 信用金庫
1. 口座振替		
2. 小切手		

を

振込先	銀 行 信用金庫 農 協
-----	--------------------

に、

フリガナ		振込先口座 管理番号
口 座 名義人		

を

フリガナ	
口 座 名義人	

に、

「※世帯主以外の方の預金口座へ振込みを希望される場合は、こちらの委任状を御記入ください。」を「※ 世帯主以外の方の預金口座を御利用される方は、
住所 _____
次の委任状に御記入ください。」に改め、 代理人 _____ を削り、「私は上 _____ 氏名」

記代理人に、この高額介護合算療養費等支給申請兼自己負担額証明書交付申請により受ける高額介護合算療養費（高額医療合算介護（介護予防）サービス費）に関する一切の権限を委任します。」を「この国民健康保険高額介護合算療養費等支給申請兼自己負担額証明書交付申請により受ける高額介護合算療養費（高額医療合算介護（介護予防）サービス費）の給付に関する一切の権限を、上記口座名義人に委任します。」に改め、同様式を第13号様式の3とし、第13号様式の次に次の1様式を加える。

国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

(保険者記入欄) 支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年 月 日から 年 月 日まで
フリガナ	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
申請者氏名	1	年 月 日から 年 月 日まで	
生年月日	2	年 月 日から 年 月 日まで	
記号番号	加入歴	8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月
	加入期間における 受診歴	年	年
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称		
支給方法	店コード	種目	フリガナ
1. 窓口払い	1. 普通徴金	2. 口座振込	口座振込
2. 口座振込	3. その他		口座名義人
フリガナ	添付の自己負担額証明書整理番号		
世帯員氏名	保険者名	加入期間	
生年月日	1	年 月 日から 年 月 日まで	
記号番号	2	年 月 日から 年 月 日まで	
加入期間	加入歴	8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月
	加入期間における 受診歴	年	年
フリガナ	添付の自己負担額証明書整理番号		
世帯員氏名	保険者名	加入期間	
生年月日	1	年 月 日から 年 月 日まで	
記号番号	2	年 月 日から 年 月 日まで	
加入期間	加入歴	8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月
	加入期間における 受診歴	年	年

申請年月日 年 月 日

郵便番号 郵便番号

住所 住所

申請者氏名 申請者氏名

電話番号 電話番号

① 外来年間合算の支給を申請します。
 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。
 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
 外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。

※ 世帯主以外の方の預金口座を御利用される方は、次の委任状に御記入ください。

委任状

この高額療養費（外来年度合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請により受け取る高額療養費等給付に關する一切の権限を、上記口座名義人に委任します。

年 月 日 住所 世帯主 氏名

※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

津市告示第236号

下記の者の令和2年度から令和5年度までの固定資産税・都市計画税納税通知書は、居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年8月18日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇	〇〇 〇〇

津市告示第237号

令和5年第3回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月21日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和5年8月28日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年8月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市白山生活排水処理施設に係る使用料

2 委託先

川口北区長	渡邊 壽美男
川口中区長	山中 利彦
川口南区長	西田 將徳
大角区長	上田 真也
双川区長	小林 洋之

3 委託期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

津市公告第125号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、下記のとおり公告します。

令和5年8月16日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 対象者の範囲

接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者

3 予防接種を行う期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は次のとおりです。なお、当該場所は、予防接種を開始した後、追加、変更等が行われた全ての場所を含んでいます。

(1) 医療従事者等への接種を行う場所

医療機関名	所在地
永井病院	津市西丸之内29番29号
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5
三重病院	津市大里窪田町357番地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
岩崎病院	津市一身田町333番地
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
倉本病院倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地
KKC健康スクエアウエルネス三重 検診クリニック	津市あのかつ台四丁目1番地3
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番1号
三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340番地5

榊原病院	津市榊原町 7 7 7 番地
榊原温泉病院	津市榊原町 1 0 3 3 番地 4
榊原白鳳病院	津市榊原町 5 6 3 0 番地
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 1 6 号
第二岩崎病院	津市一身田町 3 8 7 番地
大門病院	津市大門 1 番 3 号
武内病院	津市一色町 2 1 5 番地 1
千里クリニック	津市河芸町東千里 6 番地 1
津生協病院	津市船頭町津興 1 7 2 1 番地
東海眼科	津市羽所町 3 9 9 番地
遠山病院	津市南新町 1 7 番 2 2 号
久居病院	津市戸木町 5 0 4 3 番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 4 2 4 番地 1
三重県赤十字血液センター	津市桜橋二丁目 1 9 1 番地
ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号
吉田クリニック	津市栗真中山町 7 9 番地 5
若葉病院	津市南中央 2 8 番 1 3 号

(2) 高齢者への接種を行う場所

介護老人保健施設名	所在地
あのを	津市安濃町東観音寺 3 5 3 番地
アルカディア	津市乙部 1 1 番 5 号
いこいの森	津市河芸町東千里 3 番地 1
さくら苑	津市榊原町 5 6 3 0 番地
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町 7 3 7 番地
芹の里	津市久居井戸山町 7 5 9 番地 7
第二さくら苑	津市榊原町 5 5 9 9 番地
つつじの里	津市白山町二本木 1 1 6 3 番地
トマト	津市殿村 8 6 0 番地 2
菘の原	津市久居井戸山町 7 5 9 番地
万葉の里	津市一志町高野 2 3 6 番地 5
万葉の里 (ユニット型)	津市一志町高野 2 3 6 番地 5
ロマン	津市芸濃町椋本 6 1 7 6 番地

(3) 一般住民等への接種を行う場所

ア 個別接種会場（12歳以上の者の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地
あのかクリニック	津市一身田上津部田1817番地
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3
あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地
あらか内科クリニック	津市半田202番地5
津老人保健施設アルカディア	津市乙部11番5号
いぐち内科・消化器内科クリニック	津市久居新町2115番地8
介護老人保健施設いこいの森	津市河芸町東千里3番地1
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号
一志ささベクリニック	津市一志町高野229番地1
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
岩崎病院	津市一身田町333番地
上島小児科	津市新町二丁目7番28号
上野内科	津市庄田町2090番地
植村整形外科	津市藤方2566番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10

おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田1581番地 1
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4
奥田医院	津市半田1481番地2
奥田医院	津市久居東鷹跡町261番地3
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地
おくのクリニック	津市久居元町1709番地3
カサデマドレクリニック	津市安濃町戸島569番地8
加藤医院	津市藤方1590番地1
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1
川浪内科	津市八町二丁目15番9号
河村クリニック	津市津興2911番地2
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町2598番地3
草川医院	津市大里窪田町1735番地1
倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2
幸和病院介護医療院	津市一身田町767番地
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目457番地
小淵医院	津市一志町高野254番地1
駒田医院	津市芸濃町林190番地2
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地 ポル タひさい2F
さいとう内科	津市新東町塔世23番地
榊原温泉病院	津市榊原町1033番地4
榊原白鳳病院	津市榊原町5630番地
榊原病院	津市榊原町777番地
坂口医院	津市垂水1889番地30
坂倉内科医院	津市幸町4番6号
坂の上クリニック	津市藤方154番地1
さの整形外科クリニック	津市観音寺町445番地13
しおりの里クリニック	津市野田2033番地1

しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町10番49号
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地 ポル タひさい1F
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1
白塚診療所	津市白塚町3568番地4
新町整形外科診療所	津市大園町4番29号
世古口消化器内科なぎさまち診 療所	津市海岸町4番10号
洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号
第二岩崎病院	津市一身田町387番地
大門病院	津市大門1番3号
タカオカクリニック	津市河辺町3041番地6
高岡医院	津市一志町田尻603番地
社会福祉法人高田福祉事業協会 附属診療所	津市大里野田町1124番地1
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町733番地
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76
たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方146番地1
たかはし内科	津市西丸之内38番11号
武内病院	津市一色町215番地1
たけうち内科クリニック	津市久居野村町872番地2
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町278番地6
たなか内科	津市観音寺町446番地77
田中内科	津市久居新町867番地2
タナハシ医院	津市久居本町1388番地
たにクリニック	津市河辺町3547番地1
千里クリニック	津市河芸町東千里6番地1
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87
津さくらばクリニック	津市桜橋三丁目446番地20
津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地

津腎クリニック	津市北丸之内92番地
津生協病院	津市船頭町津興1721番地
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興3453番地
津田クリニック	津市久居新町3006番地 ポル タひさい2・3F
津泌尿器科皮フ科診療所	津市中央2番11号
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2
寺田医院	津市野田778番地1
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田36番地10
東海眼科	津市羽所町399番地
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里273番地1
トータルサポートクリニック津	津市丸之内17番8号 東丸之内 ビル2F
遠山病院	津市南新町17番22号
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目46番3号
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1
永井病院	津市西丸之内29番29号
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7
なかむら耳鼻咽喉科	津市高野尾町1897番地75
中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里24番地
中森内科	津市観音寺町799番地7 TT Cビル
にし整形外科	津市垂水1256番地2
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
西出医院	津市久居野村町600番地21
日本板硝子津事業所診療所	津市高茶屋小森町4902番地
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5

英クリニック	津市久居明神町 2 0 9 0 番地 1
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田 1 8 1 7 番地
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町 2 5 9 6 番地 1
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町 3 3 番地 3
ひさい脳神経外科クリニック	津市久居明神町 2 3 3 6 番地
久居病院	津市戸木町 5 0 4 3 番地
日高クリニック	津市一志町田尻 3 0 番地 1 0
フェニックス健診クリニック	津市乙部 5 番 3 号
福喜多眼科	津市久居中町 1 3 4 番地 3 7
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町 1 9 1 8 番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 4 2 4 番地 1
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央 6 番 1 4 号
藤田内科	津市乙部 1 6 番 2 号
藤本内科	津市戸木町 7 8 6 0 番地 3
二神クリニック	津市高野尾町 4 9 5 6 番地 2 7
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目 4 7 番 7 号
別所ヒフ科	津市新町一丁目 1 0 番 1 9 号
ほらやま内科	津市久居元町 2 3 2 7 番地 5
前川内科	津市垂水 1 4 2 5 番地
まきのクリニック	津市美里町足坂 1 6 5 番地 2
増井内科	津市長岡町 8 0 0 番地 5 0 1
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里 2 5 9 番地 1
まつしまクリニック	津市久居小野辺町 1 7 6 3 番地 5
丸岡医院	津市片田志袋町 4 8 3 番地
丸の内在宅クリニック	津市西丸之内 5 番 9 号
三重県立一志病院	津市白山町南家城 6 1 6 番地
三重県健康管理事業センター	津市観音寺町 4 4 6 番地 3 0
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目 1 2 番 1 号
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町 4 4 5 番地 1 5
みえ消化器内科	津市観音寺町 7 9 9 番地 7
三重中央医療センター	津市久居明神町 2 1 5 8 番地 5

三重病院	津市大里窪田町 3 5 7 番地
三井整形外科	津市雲出本郷町 1 4 0 0 番地 1
みどりクリニック	津市久居野村町 3 1 4 番地 1 3
緑の街医院	津市長岡町 3 0 1 8 番地 3
むらしま整形外科	津市野田 3 3 番地 3
森田内科クリニック	津市雲出本郷町 1 3 7 0 番地 1
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保 3 1 4 番地 1
やまぐちクリニック	津市垂水 2 7 9 7 番地 1
やましろ小児科	津市久居中町 2 5 4 番地 1 1
山の手内科クリニック	津市一身田上津部田 3 0 8 6 番地 3
山本クリニック	津市白山町川口 4 9 番地 1
やまもと総合診療クリニック	津市丸之内 2 1 番 2 0 号
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町 1 3 1 番地 8 3
ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里 1 5 5 番地 1
ゆたクリニック	津市修成町 2 番 3 号
ゆり形成内科整形	津市柳山津興 3 3 0 6 番地
吉田クリニック	津市栗真中山町 7 9 番地 5
ルミナスクリニック	津市安濃町曾根 8 3 3 番地 6
若葉病院	津市南中央 2 8 番 1 3 号
渡部クリニック	津市乙部 5 番 3 号

イ 個別接種会場（乳幼児（生後 6 月から 4 歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部 5 番 3 号
熱田小児科クリニック	津市大倉 1 1 番 1 5 号
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目 1 番地 5
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2 5 9 8 番地 3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田 1 5 0 4 番地 1 6
コスモスクリニック	津市一志町小山 1 4 3 4 番地 2
小淵医院	津市一志町高野 2 5 4 番地 1
津ファミリークリニック	津市押加部町 1 6 番 4 6 号

にしかわ小児科	津市久居新町6 1 2番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町4 5番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1 8 1 7番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里2 5 9番地1
やましろ小児科	津市久居中町2 5 4番地1 1

ウ 個別接種会場（小児（5歳から11歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉1 1番1 5号
伊勢谷医院	津市安濃町川西5 1番地5
いのもと医院	津市白山町南家城8 8 9番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
上島小児科	津市新町二丁目7番2 8号
上野内科	津市庄田町2 0 9 0番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目8 5 7番地1
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町2 5 9 8番地3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1 5 0 4番地 1 6
コスモスクリニック	津市一志町小山1 4 3 4番地2
小淵医院	津市一志町高野2 5 4番地1
坂口医院	津市垂水1 8 8 9番地3 0
津生協病院	津市船頭町津興1 7 2 1番地
津生協病院附属診療所	津市津興3 4 5 3番地
津ファミリークリニック	津市押加部町1 6番4 6号
にしかわ小児科	津市久居新町6 1 2番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町4 5番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1 8 1 7番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里2 5 9番地1
三重中央医療センター	津市久居明神町2 1 5 8番地5
三重病院	津市大里窪田町3 5 7番地
やましろ小児科	津市久居中町2 5 4番地1 1

エ 集団接種会場

接種会場	所在地
津センターパレス 1階	津市大門7番15号
イオンモール津南 3階イオンホール	津市高茶屋小森町145番地
ツッキードーム	津市藤方637番地
久居インターガーデン内	津市久居明神町2490番地
三重大学	津市栗真町屋町1577番地
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5

オ 巡回型集団接種会場

接種会場	所在地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
美杉総合支所	津市美杉町八知5828番地1

5 予防接種を行う医師

各医療機関において掲示します。

6 使用する新型コロナワクチンの種類

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種）

ア 12歳以上の者

(ア) ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

(イ) 武田薬品工業社組換えコロナウイルスワクチン（SARS-CoV-2）

イ 生後6月以上5歳未満の者

ファイザー社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

ウ 5歳以上12歳未満の者

ファイザー社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(2) 令和4年秋開始接種

ア 6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を除く。）

武田薬品工業社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

イ 5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を除く。）

ファイザー社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(3) 令和5年春開始接種

ア 12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

(ア) 武田薬品工業社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(イ) ファイザー社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(ウ) 武田薬品工業社組換えコロナウイルスワクチン（SARS-CoV-2）

イ 6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を除く。）

武田薬品工業社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

ウ 5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者に限る。）

ファイザー社コロナウイルスRNAワクチン（SARS-CoV-2）

7 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 接種不相当者

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってア

ナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次の各号に掲げる者としてします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

8 接種対象者

接種対象者は次のとおりとします。

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種）

接種を受ける日に本市に居住する生後6月以上の者

(2) 令和4年秋開始接種

初回接種又は第1期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から3か月以上経過した5歳以上11歳以下の者であって、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに該当しないもの（令和5年5月7日までの間に令和4年秋開始接種を実施していない者に限る。）

(3) 令和5年春開始接種

初回接種、第1期追加接種、第2期追加接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から3か月以上経過した者であって、以下に該当する者（武田社組換えコロナウイルスワクチンは6か月以上経過した者）

ア 65歳以上の者

イ 18歳以上64歳未満で基礎疾患を有する者

(ア) 以下の病気や状態で、通院又は入院している者

- a 慢性の呼吸器の病気
- b 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- c 慢性の腎臓病
- d 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- e インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- f 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- g 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- h ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- i 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- j 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- k 染色体異常
- l 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- m 睡眠時無呼吸症候群
- n 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(イ) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の者

ウ 5歳以上18歳未満で基礎疾患を有する者

以下の病気や状態で、通院又は入院している者

- (ア) 慢性呼吸器疾患
- (イ) 慢性心疾患
- (ウ) 慢性腎疾患
- (エ) 神経疾患・神経筋疾患
- (オ) 血液疾患
- (カ) 糖尿病・代謝性疾患
- (キ) 悪性腫瘍
- (ク) 関節リウマチ・膠原病

- (ケ) 内分泌疾患
 - (コ) 消化器疾患・肝疾患等
 - (サ) 先天性免疫不全症候群、H I V感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - (シ) その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）
- エ 重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者

津市公告第126号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和5年8月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年8月10日	津市美杉町	猫（雑種）	キジトラ短	不明	小	91日未満	
令和5年8月10日	津市大里窪田町	猫（雑種）	三毛短	メス	小	91日未満	

2 収容期間 令和5年8月17日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第127号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和5年8月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市河芸町	柴	黒短	メス	中	91日以上	えんじ色の首輪

2 抑留日 令和5年8月16日

3 抑留期間 令和5年8月24日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第128号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年8月21日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

津市障害者支援多機能型事業所及び津市知的障害者指定共同生活援助事業所の施設の貸借並びに事業所整備用地の売却

(2) 入札の趣旨等

本市は、津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第133号）及び津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例（平成21年津市条例第45号）に基づき設置し、及び管理している次の施設について、必要な機能を維持しつつ公共施設経営の最適化を図るとともに、民間事業者による安定的かつ質の高いサービスの提供を目的に、当該施設の一括民営化を行うため、本入札を実施します。

なお、これら全ての施設は、現在、指定管理者制度を導入しており、本市が指定管理者として指定した社会福祉法人津市社会福祉事業団（以下「指定管理者」といいます。）が、令和7年3月31日まで管理及び運営を行うこととしています。

《対象施設》

区分	名称	所在地
生活介護・ 就労継続 支援施設	たるみ作業所	津市垂水1300番地
	まつぼっくり作業所	津市香良洲町5722番地
	むくの木ワーク	津市芸濃町椋本6141番地1
	コスモス作業所	津市一志町井関141番地
	はくさん作業所	津市白山町八対野975番地
共同生活 援助施設	はくさんホーム	津市白山町川口1994番地2

(3) 入札の概要

ア 貸借（使用貸借又は賃貸借）の区分等

本市は、落札者が、別紙「障害者支援多機能型事業所及び知的障害者指定共同生活援助事業所運営要領」（以下「運営要領」といいます。）のとおり、対象施設を一体的に運営することを条件に、下表の区分に応じて対象施設（以下「貸借対象施設」といいます。）を貸借します。

また、コスモス作業所については、津市とことめの里一志内旧パター

ゴルフ場跡地に新たな作業所（以下「新作業所」といいます。）を整備することを条件に、新作業所の整備用地（以下「売却対象地」といいます。）の売却を行います。

したがって、貸借対象施設及び売却対象地の一部を対象とした入札はできません。

《貸借対象施設》

名称	貸借（※1）の区分	
	主たる施設（※2）	附帯施設（※3）
たるみ作業所	使用貸借	駐車場・附属倉庫の賃貸借
まつぼっくり作業所		駐車場の賃貸借
コスモス作業所（※4）		
はくさん作業所		
はくさんホーム		駐車場・附属建物の賃貸借
むくの木ワーク	賃貸借	駐車場の賃貸借

※1 表中の「使用貸借」は無償で、「賃貸借」は有償での貸借です。

※2 「主たる施設」とは、作業所の建物及び作業所を使用するために必要な範囲における敷地を含み、附帯施設や附帯施設の敷地を含みません。

※3 「附帯施設」とは、倉庫等の建物及び舗装等による整備がなされた駐車場です。

※4 新作業所を整備し、移転するまでの間の貸借です。

《売却対象地》

所在地	地目	総地積（実測）
津市一志町井関字若林1769番5、同1771番2、同1772番3、同1792番1	雑種地	4,684.83㎡

イ 貸借対象施設の運営開始日及び運営継続の指定期間等

落札者による貸借対象施設の運営開始日は、津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例及び津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和5年津市条例第15号。以下「施設廃止条例」といいます。）の施行日である令和

7年4月1日（午前零時を経過した時）です。

また、落札者は、運営開始日から10年（コスモス作業所にあつては、同作業所及び新作業所における通算の運営期間をいいます。以下「運営継続指定期間」といいます。）以上、運営を継続することとします。

なお、対象施設の名称は、所在する地域において認知され、また、これまで利用者が慣れ親しんだ名称であり、事業承継後も現在の名称を承継することとします。

ウ 貸借契約の停止条件

貸借対象施設（主たる施設（建物））の使用貸借契約又は賃貸借契約は、施設廃止条例の施行日（令和7年4月1日の午前零時）を経過した時まで効力が発生しない停止条件付きの契約となります。

また、落札者が公共的団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の公共的な活動を営む団体をいいます。）以外の法人である場合は、使用貸借契約に限り、市議会の議決を得るまで停止条件付きの契約となります。

エ 貸借契約の貸借期間

本入札後、最初に締結する使用貸借契約及び賃貸借契約の期間は、津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）第8条第1項第8号の規定に基づき運営開始日から5年（まつぼっくり作業所については3年1月）としますが、運営継続指定期間を踏まえ、契約更新時には、同条第2項の規定に基づき更に5年を期間とする契約更新（まつぼっくり作業所については1回目の更新による期間（5年）満了後、更に1年11月以上の再更新）を行うこととします。

《運営継続指定期間中の貸借期間一覧表》

貸借対象施設	運営継続指定期間(R7.4.1~R17.3.31)	
	最初の貸借期間(※1)	更新後の貸借期間
たるみ作業所	R7.4.1~R12.3.31	R12.4.1~R17.3.31
まつぼっくり作業所(※2)	R7.4.1~R10.4.30	R10.5.1~R15.4.30 R15.5.1~R17.3.31
むくの木ワーク	R7.4.1~R12.3.31	R12.4.1~R17.3.31
コスモス作業所(※3)	R7.4.1~R9.12.31	
はくさん作業所	R7.4.1~R12.3.31	R12.4.1~R17.3.31
はくさんホーム		

※1 主たる施設（建物）の貸借期間は、津市財産に関する条例上の貸借期間制限により5年が最長であり、更新後も同様です。附属施設の貸借期間も同様に取り扱います。

※2 まつぼっくり作業所は、主たる施設（建物）の処分制限期限（オ参照）の経過に伴い有償化するため、貸借期間はこれに応じて取り扱います。附帯施設（駐車場）の貸借期間も同様に取り扱います。

※3 新作業所への移転が早まる場合は、移転時期に応じて短縮します。

オ 使用貸借施設の有償化等の検討

貸借対象施設のうち使用貸借の対象施設（主たる施設の建物）について、補助金等を活用し整備・改修を行っており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づく処分制限期限（たるみ作業所については令和19年1月、まつぼっくり作業所については令和10年4月、はくさん作業所については令和23年3月、はくさんホームについては令和27年3月まで）を踏まえて無償（コスモス作業所については、新作業所へ移転するまでの間につき無償）とするものですが、運営継続指定期限（運営開始日から10年）の経過に伴う更新時において有償化又は売却を検討することとします。

なお、まつぼっくり作業所については、当該処分制限期限の経過に伴う更新時において有償とします。

また、たるみ作業所及びはくさんホームの附帯施設（建物）については補助金等を活用し整備・改修を行っていないため賃貸借とします。

《主たる施設（建物）の処分制限期限一覧表》

処分制限対象施設(※)	処分制限期限	備 考
たるみ作業所	R19. 1. 31	処分制限期間中に運営継続指定期限(R17. 3. 31)が到来した後に、当該運営継続指定期限の経過に伴う更新時において有償化又は売却を検討します。
はくさん作業所	R23. 3. 31	
はくさんホーム	R27. 3. 31	
まつぼっくり作業所	R10. 4. 30	処分制限期限の経過に伴う更新時において有償化し、買取特約（サ参照）を付します。

※ コスモス作業所については、処分制限期限（令和31年2月）が到来する前に、新作業所への移転期限（遅くとも令和9年12月末（カ

参照)) が到来するため、省略しています。

カ 新作業所の整備

落札者は、売却対象地において、現在のコスモス作業所を移転整備するための新作業所を整備し、その整備に当たっては、別紙「運営要領」のとおり、現在のコスモス作業所で提供しているサービスの運営が行える規模とし、令和9年10月末日までに整備を終え、完成後2か月以内に新作業所へ移転することとします。

なお、新作業所の名称は、「コスモス作業所」を承継することとします。

キ 利用者の引継ぎ

貸借対象施設を現に利用している利用者のうち、運営開始日以降において引き続き利用を希望する利用者の全員を引き継ぐこととします。コスモス作業所については、同作業所を現に利用している利用者のうち、新作業所の利用を希望する利用者の全員について引き継ぐこととします。

ク 指定管理者が雇用する職員の雇用継続等

指定管理者から運営を引き継ぐ事業者（落札者）においては、指定管理者が雇用している職員が、運営開始日以降においても貸借対象施設において勤務を希望する場合は、当該指定管理者の承諾の下、当該職員を雇用するよう努めるとともに、現行の賃金水準の維持に努めることとします。

ケ サービス水準の確保

落札者は、別紙「運営要領」に記載のサービス水準（人員配置、定員、サービス提供時間等）以上を確保することとします。

コ 利用者やその家族への説明

指定管理者から運営を引き継ぐ事業者（落札者）においては、運営開始日から事業運営が円滑に行えるよう、別途本市が指定する運営準備期間中において、指定管理者の協力の下、利用者やその家族に運営方針等について十分な説明を行うこととします。

サ 貸借対象施設の買取りに関する特約

まつぼっくり作業所については、貸借契約の締結に当たり、令和10年5月以降において落札者が買い取ることができる特約を設けることとします。

2 指定管理者に関する情報と引継ぎ

(1) 指定管理者に関する情報

指定管理者が入札に参加しようとする場合を除き、入札に参加しようとする者が入札参加の是非を判断するために必要な指定管理者の情報（一般に公表されている別添の指定管理者の財務諸表のほか、指定管理者における人員配置、給与水準その他の貸借対象施設の管理及び運営に関する情報（利用者の個人情報及び公開することにより指定管理者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報（以下「秘匿情報」といいます。）を除きます。以下「指定管理者情報」といいます。）について、あらかじめ本市が指定管理者の承諾を得て入手し、指定管理者以外の入札に参加しようとする者からの質問に回答します。あらかじめ入手した指定管理者情報以外の情報（秘匿情報を除きます。）に関する質問があった場合は、その都度、本市が指定管理者の承諾を得て入手した情報を基に、回答します。

(2) 指定管理者からの引継ぎ

落札者においては、貸借対象施設を利用している利用者へのサービス提供に支障が生じないように、別途本市が指定する運営準備期間中に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「運営基準」といいます。）第3条に定める個別支援計画や施設管理等に関し、当該指定管理者と十分な引継ぎを行うこととします。障害福祉サービスの引継ぎについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づき遺漏なく提供されることを前提とし、その他不明な点があれば、運営基準に基づき円滑にサービスが提供されるよう、運営準備期間中に適宜、本市、落札者及び指定管理者との協議の上、決定し引継ぎを行います。

3 貸借対象施設及び売却対象地の概要

(1) 貸借対象施設の概要

貸借対象施設（主たる施設及び附帯施設）の概要は、次のアからカまでのとおりです。

また、貸借対象施設は、現状有姿で引き渡します。

ア たるみ作業所

施設 の 所 在 地	津市垂水1300番地
施設等の面積	主たる施設：建物の床面積698.78㎡及び敷地面積1,931.87㎡
	附帯施設：附属倉庫の床面積84.49㎡及び駐車場他敷地面積818.47㎡
建物の構造	主たる施設：鉄筋コンクリート造、平家建 附属倉庫：鉄骨造、平家建
建築年	主たる施設：昭和62年 附属倉庫：昭和63年
特記事項	主たる施設（建物）については要配慮者のうち一部介助が必要な方を対象とした拠点福祉避難所に、駐車場については一時避難場所（指定緊急避難場所）に指定されているため、貸借期間中においても災害発生時には使用の制限を受ける場合があります。

イ まつぼっくり作業所

施設 の 所 在 地	津市香良洲町5722番地
施設等の面積	主たる施設：建物（1階部分）の床面積272.16㎡及び敷地面積518.40㎡
	附帯施設：駐車場敷地面積221.87㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート造、3階建（貸借は、1階部分のみ）
建築年	昭和56年
特記事項	主たる施設（建物）については指定避難所に指定されているため、貸借期間中においても、災害発生時には使用の制限を受ける場合があります。

ウ むくの木ワーク

施設 の 所 在 地	津市芸濃町椋本6141番地1（津市芸濃庁舎、消防庁舎（津市北消防署芸濃分署）及び津市芸濃保健福祉センターが併存する複合施設）
------------	--

施設等の面積	主たる施設：建物の床面積340.44㎡及び敷地面積594.94㎡
	附帯施設：駐車場敷地面積302.36㎡
建物の構造	鉄骨造、平家建
建築年	平成16年

エ コスモス作業所

施設の所在地	津市一志町井関141番地
施設等の面積	主たる施設：建物の床面積664.2㎡及び敷地面積2,849.46㎡
	附帯施設：駐車場敷地面積71.10㎡
建物の構造	鉄骨造、平家建
建築年	昭和46年

オ はくさん作業所

施設の所在地	津市白山町八対野975番地
施設等の面積	主たる施設：建物の床面積792.04㎡及び敷地面積1,327.65㎡
	附帯施設：駐車場敷地面積223.35㎡
建物の構造	鉄骨造、平家建
建築年	平成15年

カ はくさんホーム

施設の所在地	津市白山町川口1994番地2
施設等の面積	主たる施設：建物の延床面積263.25㎡及び敷地面積586.96㎡
	附帯施設：附属建物の床面積52.68㎡及び駐車場他敷地面積202.36㎡
建物の構造	主たる施設：鉄骨造、2階建 附属建物：木造、平家建
建築年	主たる施設：昭和58年（平成23年度に大規模改修済み） 附属建物：昭和45年

(2) 売却対象地の概要

売却対象地の概要は、下表のとおりであり、同表に示す特記事項のほか、

次のアからエまでの諸条件があります。

《売却対象地の概要》

所在及び地番	地目	地積・特記事項
津市一志町井関字若林1769番5 津市一志町井関字若林1771番2 津市一志町井関字若林1772番3 津市一志町井関字若林1792番1	雑種地	※ 地積4,684.83㎡（実測による総面積） ※ 本市が所有する埋設管があり、当該管路敷地36.78㎡について別途契約により地役権を設定する必要あり ※ 都市計画区域外 ※ 定着物 (1) 立木（4mから6mのもの）23本 (2) 立木（2mから3mのもの）50本 (3) 街路灯（高さ約2.5m）5本 (4) 生垣（高さ1m程度）総延長192m (5) U型側溝（15cm幅）総延長56m (6) U型側溝（30cm幅）総延長240m (7) 集水マス 3個 (8) 時計（高さ約6m）1基 (9) 東屋（コンクリート柱）約42㎡、固定ベンチ4基あり

ア 売却対象地は、現状有姿で引き渡します。本市は、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していないため、現在本市においてこれらの存否を承知していません。

イ 売却対象地の従前の用途はパターゴルフ場であり、新作業所の整備を行うに当たって土地の造成等が必要となり、また、売却対象地南側の市道に埋設された下水道管への接続及び上水道の引込みが必要で、これらの一切の費用は、落札者の負担となります。

ウ 売却対象地の東側及び南側に面する土地には擁壁が設置されていますが、宅地造成等規則法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条まで又は第14条の規定に適合する擁壁に該当するか不明であり、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）第6条に規定する制限を受ける場合があります。

エ 進入路（車両乗り入れ口）がないため、市道から車両乗り入れを行う場合においては、落札者の負担において設置する必要があります。

市道の施工に際しては、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく申請手続が必要となり、施工にかかる費用についても落札者の負担となります。

なお、津市とことめの里一志の敷地内を経由する必要がある場所に進入路を整備する場合は、当該敷地内の通行を可能とするよう本市が調整します。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、下記の事項の全てに該当する者としします。

- (1) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスのうち、本市内において就労継続支援（B型）、生活介護及び共同生活援助の全てのサービスを提供する社会福祉法人等の法人格を有する者
- (2) 別紙「運営要領」の業務を誠実に履行できる者
- (3) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けていない者
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立

て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者

5 入札等のスケジュール

入札公告から運営開始までの全体的なスケジュールは、次のとおりです。

日程	主な手続の内容	備考
令和5年8月21日から同年9月20日まで	第1回質問書の提出	後記7参照
令和5年9月27日	第1回質問書に対する回答期日	
令和5年9月28日から同年10月12日まで	入札参加資格確認関係書類の提出	後記8参照
令和5年10月16日	入札参加資格確認審査結果の通知	
令和5年10月17日から同月30日まで（※）	売却対象地及び貸借対象施設の現地確認	後記9参照
令和5年10月31日から同年11月6日まで	第2回質問書の提出	後記10参照
令和5年11月13日	第2回質問書に対する回答期日	
令和5年11月27日	入札及び開札	後記11・12参照
令和5年11月29日から同年12月13日まで	契約・仮契約の締結	後記13参照
令和5年12月14日から令和7年3月31日まで	運営準備期間（引継ぎ等）	
令和7年4月1日	落札者による運営開始	

※印の付した日程は、変更になる場合があります。

6 入札の参加申込みに係る書類の配布

入札参加資格確認審査申出書、質問書等については、本市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」の当該入札記事からダウンロードしてください。

7 第1回質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時15分

(2) 提出場所

津市健康福祉部障がい福祉課

（住所）津市西丸之内23番1号 津市本庁舎1階

（電子メールアドレス）229-3157@city.tsu.lg.jp

(3) 提出方法

所定の質問書を上記提出場所へ直接持参又は電子メールにより提出してください。

(4) その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。

また、電子メールの場合は、必ず電話で到着の確認を行ってください。

(5) 質問書に対する回答

令和5年9月27日（水）に本市ホームページ「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」の当該入札記事に登載します。

8 入札参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。

提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間

令和5年9月28日（木）から同年10月12日（木）午後5時15分までの間とし、当該期間内に提出書類が提出（送達）されなかった場合は、入札に参加できませんので、注意してください。

また、提出書類を持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とします。

なお、郵送の場合は令和5年10月12日（木）午後5時15分までに、津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分までを受け付けます。

(2) 提出場所

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市本庁舎1階 健康福祉部障がい福祉課

(3) 提出方法

上記提出場所への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は、必ず電話で到着の確認を行ってください。電子メールやファクシミリによる提出はできません。

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認審査申出書

イ 履歴事項全部証明書

ウ 印鑑証明書

エ 国税に関する証明書

国税の未納の税額はないことの証明書（法人にあつてはその3の3）

オ 都道府県税及び市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、次の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

カ 財務諸表（直近3年度分）（契約時の保証人要否判定のため）

キ 入札公告内容確認書（本入札公告及び別紙「運営要領」の内容を確認し了知した旨を記載した書面で、様式を問いません。）

※ イからオまでの証明書については、いずれも申出日において発行後3か月以内の原本に限ります。ただし、津市競争入札参加者資格名簿に登載されている者については、イ及びウの提出を省略することができます。

※ 提出された書類は、返却できません。

※ カについて、社会福祉法人は公表されているため、省略することができます。

※ 入札参加資格確認に係る書類の提出後、入札参加を辞退する場合は、入札日時までに書面で入札参加辞退届（辞退者の記名・押印があれば様式は問いません。）を提出してください。

(5) 入札参加資格審査結果通知

入札参加資格確認に係る書類の受付後、参加資格を確認し、令和5年10月16日（月）付けで入札参加資格審査結果を通知します。

9 売却対象地及び貸借対象施設の現地確認

入札参加資格審査において参加資格者と認められた者は、本市が別途指定

する日（令和5年10月17日（火）から同月30日（月）までの間のうち2日程度）において実施する売却対象地及び貸借対象施設の現地確認会に必ず参加してください。指定管理者が参加資格者である場合は、売却対象地の現地確認会のみでの参加でも差し支えありません。

なお、貸借対象施設の現地確認会については、指定管理者の協力の下、指定管理者の業務に支障のない範囲で行うものであり、突発的に施設運営に支障が生じるおそれがあると発注者が判断した場合、日程が変更になる場合があります。

10 第2回質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和5年11月6日（月）午後5時15分

(2) 提出場所

津市健康福祉部障がい福祉課

（住所）津市西丸之内23番1号 津市本庁舎1階

（電子メールアドレス）229-3157@city.tsu.lg.jp

(3) 提出方法

所定の質問書を上記提出場所へ直接持参又は電子メールにより提出してください。

(4) その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。

また、電子メールの場合は、必ず電話で到着の確認を行ってください。

(5) 質問書に対する回答

令和5年11月13日（月）に本市ホームページ「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」の当該入札記事に登載します。

※ 質問書の内容が、本市があらかじめ入手した指定管理者情報以外の指定管理者に関する事項（秘匿情報を除きます。）である場合は、本市が指定管理者に確認の上、回答します。

11 入札方法

(1) 最低入札価格

ア 売却対象地

所在地	最低入札価格（売買代金額）※
-----	----------------

津市一志町井関字若林1769番 5ほか3筆	31,292,000円
--------------------------	-------------

イ 賃貸借対象施設

施設の内容	最低入札価格※ (賃貸借月数分の賃料の合計額(税抜き))	
	たるみ作業所の附属倉庫及び 駐車場	60月分
まつぼっくり作業所の駐車場	37月分	649,346円
むくの木ワークの主たる施設 及び駐車場	60月分	13,607,955円
コスモス作業所の駐車場	32月分	97,784円
はくさん作業所の駐車場	60月分	428,830円
はくさんホームの附属建物及 び駐車場		772,640円
賃料の最低入札価格の合計額	24,019,150円	

※ 当該入札に係る最低限度の額であり、いずれの入札物件も、この額未満で応札した場合は失格となります。

ウ 全体の額

ア及びイの合計額	55,311,150円
----------	-------------

(2) 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者が行った入札
- イ 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- ウ 入札金額を訂正した入札
- エ 入札書に記名押印(印鑑証明書届出印)のない入札
- オ 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- カ 同一事項に対して2通以上行った入札
- キ 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- ク 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- ケ 意思表示が民法又は個別法上無効とされる入札
- コ (1)の各表中に掲げる最低入札価格の一部又は全部について当該最低入札価格に満たない入札価格で行った入札
- サ 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- シ 賃貸借対象施設及び売却対象地の一部につき行った入札

- ス 現地確認を行っていない者が行った入札
 - セ その他入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札
- (3) 入札日時及び場所等
- ア 入札日時
 - 令和5年11月27日（月）午後3時
 - 定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。また、開札は入札後、直ちに行います。
 - イ 入札場所
 - 津市役所本庁舎8階大会議室C
 - ウ 入札保証金
 - 入札保証金は免除します。
 - エ 当日持参するもの
 - (ア) 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）
 - 入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。
 - (イ) 入札書
 - 入札書は本市が指定する様式のものに限ります。
 - なお、あらかじめ記名・押印（印鑑証明書届出印）及び封入をして入札場所に持参しても差し支えありません。
 - オ 入札書の投函
 - 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印（印鑑証明書届出印）の上、封入し、入札箱に投函することとします。
 - なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。
 - カ 入札金額の表示
 - 入札書に記載する金額（入札金額）は、(1)のそれぞれの最低入札価格以上の価格及び合計額で記載してください。
 - キ 入札書の書換等の禁止
 - 入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の内容の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 - ク 入札の中止
 - 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札日を延期することがあります。

ケ その他入札に関する事項

別添の津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

12 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額であって、11の(1)のアの売却対象地及びイの賃貸借対象施設の全ての入札金額が、いずれも入札物件ごとに設定した最低入札価格以上であり、かつ、当該各入札金額の合計額が最も高い価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。

(2) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

(3) 入札結果の公表

入札結果については、入札者の名称、入札価格等入札に関する結果を公表します。

(4) 落札決定の取消し

落札決定後において、落札者に次のいずれかの事由があるときは、落札を取り消します。落札を取り消した場合は、次順位の者を落札者と決定（次順位の者が2者以上あるときは、(2)に定めるところによります。）します。

ア 売却対象地を取得し、又は賃貸借対象施設を10年以上賃借することについて、当該落札者が適用を受ける法令、定款等で義務付けられている手続の履行が、13の(1)に記載する契約書の提出期日までなされないとき。

イ 4の入札参加資格を満たさなくなった場合

13 契約

(1) 契約書の締結期限及び契約書の提出期日

契約の締結期限は、令和5年12月13日（水）とします。

契約の締結日は、本市が当該契約書に記名・押印した日となりますので、落札者は、同月8日（金）までに、記名・押印した契約書を提出してください。

(2) 契約の主な諸条件

ア 売却対象地の売買契約の主な諸条件

- (ア) 売買代金は入札書に記載された額とします。
- (イ) 本市は、売却対象地の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (ウ) 本市は、契約不適合責任（隠れた瑕疵を含みます。）を負いません。
- (エ) 売却対象地において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに対象施設の造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (オ) 売却対象地の指定用途は、コスモス作業所を承継する新作業所の設置及び運営であり、他の用途に使用することはできません。ただし、新作業所の整備以降において、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業を新たに行う場合、この限りでありません。
- (カ) 落札者は、売却対象地を転売することはできません。
- (キ) 本市が所有する埋設管があり、当該管路敷地36.78㎡について別途契約により地役権を設定する旨特約を設けます。
- (ク) 売却対象地は、売買代金の納付後の引渡しをもって所有権を移転するものとし、当該所有権移転登記の費用は、落札者の負担とします。

イ 貸借対象施設の貸借契約の主な諸条件

- (ア) 賃貸借対象施設の賃料は、入札書に記載された額に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）を貸借月数（60月（まつぼっくり作業所に関しては37月、コスモス作業所に関しては32月）。以下この(ア)において同じ。）で除した額（1円未満の端数は初年度の3月の賃料で調整）を月額賃料とします。

なお、貸借期間においては、原則として最初の契約の賃料水準を維持することとし、互いに増減請求を行わないこととします。ただし、当該賃料水準を維持することが著しく不合理な事情が生じた場合は、協議の上、変更することができるものとします。

- (イ) 本市は、契約不適合責任（隠れた瑕疵を含みます。）を負いません。
- (ウ) 貸借対象施設の指定用途は、従前の施設を継続して運営するものであり、他の用途に使用することはできません。
- (エ) 落札者は、貸借対象施設の貸借権を第三者に譲渡し、又は質権その他の権利を設定することはできません。
- (オ) 落札者は、貸借対象施設の運営に当たり、善良なる管理者の注意義

務をもって管理し、その運営の一切の責任を負うものとし、維持管理にかかる必要な費用を負担するものとし、維持管理

また、使用貸借施設の修繕費については、落札者が負担するものとし、賃貸借施設については、柱、壁面及び床等の躯体（屋根を含みます。）に係る修繕は本市が、その他の附帯設備、空調設備等の備品及び建具等の修繕は落札者が負担するものとし、

- (カ) 賃貸借契約の締結に当たり、本市が必要と認める場合は、連帯保証人を徴することを条件とする場合があります。
- (キ) 落札者において、破産の申立てその他重大な信用問題が生じ、又は所轄庁から指定事業者の指定が取り消されるなど、貸借対象施設における事業の運営の継続が困難な事由が生じたときなどは、本市は契約を解除することができます。

また、主たる施設（むくの木ワークを除きます。以下この(キ)において同じ。）の使用貸借契約の解除事由について、当該主たる施設に係る附帯施設の賃貸借契約に基づく債務不履行を原因とする解除事由を設定します。このことにより、附帯施設の賃貸借契約について落札者の債務不履行によって本市が解除した場合、当該附帯施設に係る主たる施設の使用貸借契約も解除することになります。

- (ク) 落札者は、契約が終了し、又は解除された場合は、本市に対し原状回復義務を負います。また、本市の承諾を得た上で施設の造作等を行った場合において、本市に対し造作買取請求権を行使できません。このほか、賃貸借対象施設（建物）の賃貸借契約については、借地借家法（平成3年法律第90号）第3章の適用に当たって特約を設ける場合があります。
- (ケ) 契約保証金について、売買契約及び賃貸借契約のそれぞれの契約額の100分の10以上の契約保証金を本市が指定する期日までに納付するものとし、ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除します。

(3) 提出書類

ア 売却対象地

(ア) 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印（印鑑証明書

届出印) を行い、1 部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2 部とも提出してください。本市による記名・押印後、1 部を落札者へ返送します。契約は、本市が落札者から返送された契約書に記名・押印したときに成立します。

- (イ) 所有権移転登記嘱託請求書
- (ウ) 登録免許税非課税証明書（社会福祉法人が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産を取得した場合は登録免許税が非課税となります。）又は登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙若しくは登録免許税を納付したことを証する領収証書
- (エ) 法人の定款の写し
- (オ) 法人の理事会等議事録（原本証明付き）の写し
- (カ) 契約保証金を納付したことを証する書類（津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は不要）

イ 貸借対象施設

(ア) 貸借契約書

本市から貸借対象施設に係る使用貸借契約書及び賃貸借契約書を必要数送付しますので、各部数ともに記名・押印（印鑑証明書届出印（連帯保証人を徴することを条件とした場合はその印鑑（登録）証明書届出印））をし、各部数とも提出してください。本市による記名・押印後、各1部を落札者（連帯保証人を徴することを条件とした場合は当該連帯保証人を含みます。以下この(ア)において同じ。）へ返送します。

なお、各契約は、本市が、落札者から返送された契約書に記名・押印したときに成立しますが、停止条件を付するため、運営開始日（午前零時を経過した時）まで効力が発生しません。

- (イ) 連帯保証人の印鑑（登録）証明書（連帯保証人を徴することを条件とした場合のみ）

連帯保証人を徴することを条件とした場合は、当該連帯保証人の印鑑（登録）証明書（発行後3か月以内の原本に限ります。）

- (ウ) 契約保証金（賃貸借契約）を納付したことを証する書類（津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は不要）

(4) 契約に関する諸費用

契約に関する諸費用（印紙代、登録免許税（非課税措置を受ける場合を除きます。）その他諸経費）は、全て落札者の負担となります。

(5) その他留意事項

売却対象地における新作業所の整備に当たっては、津市とことめの里一志の施設管理者と事前協議の上、当該施設の利用者に支障がないよう十分に配慮してください。

問い合わせ先

津市健康福祉部障がい福祉課

電話番号 059-229-3157

津市公告第129号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和5年8月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年8月18日	津市白塚町	猫（雑種）	黒短	不明	小	91日未満	
令和5年8月18日	津市白塚町	猫（雑種）	黒短	不明	小	91日未満	
令和5年8月18日	津市白塚町	猫（雑種）	茶短	不明	中	91日未満	

2 収容期間 令和5年8月24日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第130号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、地方税法（昭和25年法律第226号）第68条第6項、第373条第7項及び第463条の27第6項の規定において、その例によることとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定に基づき公告します。

令和5年8月25日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公 売 参 加 申 込 期 間	令和5年 8月25日13時00分から 令和5年 9月6日23時00分まで		
	入 札 期 間	令和5年 9月12日13時00分から 令和5年 9月14日23時00分まで		
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
公 売 の 方 法	期間競り売り			
最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 日 時	令 和 5 年 9 月 1 5 日	1 0 時 0 0 分	最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所	津市政策財務部収税課
売 却 決 定 の 日 時	令 和 5 年 9 月 1 5 日	1 7 時 0 0 分	売 却 決 定 の 場 所	津市政策財務部収税課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令 和 5 年 9 月 2 2 日	1 4 時 3 0 分		
公 売 保 証 金 の 納 付 の 期 限	令 和 5 年 9 月 6 日	2 3 時 0 0 分		
公 売 保 証 金	別紙のとおり		見 積 価 額	別紙のとおり
公 売 財 産 上 の 質 権 者 、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。			
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者(その依頼人を含む)及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。			
公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり			
そ の 他 の 事 項	「津市インターネット公売ガイドライン」(津市役所政策財務部収税課備付)のとおり			

(注)公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番 号	名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在 公 売 財 産 上 の 賃 借 権 等 の 権 利 の 内 容	公売保証金	見積価額	その他 事 項
TN05-01 TN05-02 TN05-03 TN05-04 TN05-05 TN05-06 TN05-07	別紙「公売財産概要書」のとおり			

公売財産概要書

売却区分番号	公売財産(基本情報)	見積価格	公売保証金額
TN05-01	1.品番ZW601B 2.サイズ2055×620×340mm(高さ×幅×奥行き) 台:50×700×390mm(高さ×幅×奥行き) 重量本体:42.0kg(台:7.0kg) 3.材質木枠(マホガニー・しな合板濃茶木地塗装光沢仕上げ・一部木象嵌つき板貼り) 前面(上):ガラス 前面扉(下)カットガラス 4.付属品親機(タイムリンク送信機) 無線規格特定小電力無線	579,000円	60,000円
公売財産 (基本情報) 共通	5.保管状況 津市役所において保管しています。 6.上記のサイズ、重さは、カタログ上の数値で正確なサイズ、重さを保証するものではありません。 7.全面に多少の傷があります。 8.画像は撮影の状況やご覧になるモニターによって実際と色合いが異なる場合があります。 9.公売財産は買受代金納付時の現況有姿にて引渡します。 10.原則として公売財産の引渡は津市役所で行います。 11.輸送による引渡を希望する場合、輸送業者等の手配は落札者が行う必要があります。 12.輸送費用等は落札者の負担となります。 13.津市では、輸送費用の立替払い、直接引渡時や輸送発送時の梱包等を行いません。各輸送業者によく確認のうえ手配してください。 14.いかなる理由であっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。 15.引渡の期限は、売却決定後から1か月以内です。引き取りがない場合は、津市で処分します。 16.参加申込期間中、公売財産の下見ができます。事前にご連絡いただければ随時対応します。 17.公売財産の状況などを正確に把握されるために、実物をご確認されることをお勧めします。		

公売財産概要書

売却区分番号	公売財産(基本情報)	見積価格	公売保証金額
TN05-02	絵画 井坂 仁 1995年「春興」油彩 60号 1.名称 絵画 2.数量 1 3.サイズ(額を含む)(およそ)縦147.6cm×横114.2cm	728,000円	80,000円
公売財産 (基本情報) 共通	4.保管状況 津市役所において保管しています。 5.上記のサイズは職員による計測で正確なサイズを保証するものではありません。 6.真贋については購入元に確認済みです。鑑定書は附属しておりません。 7.画像は撮影の状況やご覧になるモニターによって実際と色合いが異なる場合があります。 8.公売財産は買受代金納付時の現況有姿にて引渡します。 9.原則として公売財産の引渡は津市役所で行います。 10.輸送による引渡を希望する場合、輸送業者等の手配は落札者が行う必要があります。 11.輸送費用等は落札者の負担となります。 12.津市では、輸送費用の立替払い、直接引渡時や輸送発送時の梱包等を行いません。各輸送業者によく確認のうえ手配してください。 13.いかなる理由であっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。 14.引渡の期限は、売却決定後から1か月以内です。引き取りがない場合は、津市で処分します。 15.参加申込期間中、公売財産の下見ができます。事前にご連絡いただければ随時対応します。 16.公売財産の状況などを正確に把握されるために、実物をご確認されることをお勧めします。		

公売財産概要書

売却区分番号	公売財産(基本情報)	見積価格	公売保証金額
TN05-03	<p>絵画 伊藤 清和「春風」日本画 3号</p> <p>1.名称 絵画</p> <p>2.数量 1</p> <p>3.サイズ(額を含む)(およそ)縦36cm×横41cm</p>	63,000円	10,000円
TN05-04	<p>絵画 伊藤 清和「豊潤」日本画 3号</p> <p>1.名称 絵画</p> <p>2.数量 1</p> <p>3.サイズ(額を含む)(およそ)縦35.5cm×横41cm</p>	63,000円	10,000円
TN05-05	<p>絵画 伊藤 清和「おはよう」日本画 4号</p> <p>1.名称 絵画</p> <p>2.数量 1</p> <p>3.サイズ(額を含む)(およそ)縦44.5cm×横35.5cm</p>	84,000円	10,000円
TN05-06	<p>絵画 伊藤 清和「赤富士」油彩 6号</p> <p>1.名称 絵画</p> <p>2.数量 1</p> <p>3.サイズ(額を含む)(およそ)縦46cm×横55cm</p>	211,000円	30,000円
TN05-07	<p>絵画 伊藤 清和「富士爛漫」油彩 6号</p> <p>1.名称 絵画</p> <p>2.数量 1</p> <p>3.サイズ(額を含む)(およそ)縦45.5cm×横54.5cm</p>	211,000円	30,000円
公売財産 (基本情報) 共通	<p>4.保管状況 津市役所において保管しています。</p> <p>5.上記のサイズは職員による計測で正確なサイズを保証するものではありません。</p> <p>6.真贋については作者本人に確認済みです。</p> <p>7.画像は撮影の状況やご覧になるモニターによって実際と色合いが異なる場合があります。</p> <p>8.公売財産は買受代金納付時の現況有姿にて引渡します。</p> <p>9.原則として公売財産の引渡は津市役所で行います。</p> <p>10.輸送による引渡を希望する場合、輸送業者等の手配は落札者が行う必要があります。</p> <p>11.輸送費用等は落札者の負担となります。</p> <p>12.津市では、輸送費用の立替払い、直接引渡時や輸送発送時の梱包等を行いません。各輸送業者によく確認のうえ手配してください。</p> <p>13.いかなる理由であっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。</p> <p>14.引渡の期限は、売却決定後から1か月以内です。引き取りがない場合は、津市で処分します。</p> <p>15.参加申込期間中、公売財産の下見ができます。事前にご連絡いただければ随時対応します。</p> <p>16.公売財産の状況などを正確に把握されるために、実物をご確認されることをお勧めします。</p>		

津市公告第131号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和5年8月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年8月21日	津市上浜1丁目	猫（雑種）	茶トラ短	メス	中	91日以上	
令和5年8月23日	津市乙部	猫（雑種）	キジトラ短	メス	中	91日以上	
令和5年8月23日	津市河芸町	猫（雑種）	黒短	メス	中	91日以上	

2 収容期間 令和5年8月29日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第132号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月28日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

505082801

公 告 日	令和5年8月28日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	令和5年度営ス振第1-41号 津市久居体育館空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 久居野村町	地内	
業 務 概 要	空調設備新設 ※上記に係る設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 令和6年3月29日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 建築関係コンサルタント	部門 建築一般かつ暖冷房
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和5年8月31日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和5年9月5日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	令和5年9月8日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	3,767,000 円（税抜き）		
最 低 制 限 価 格	有		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

505082802

公 告 日	令和5年8月28日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	令和5年度営消総第1-39号 津市北消防署解体工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 栗真中山町	地内	
業 務 概 要	解体 津市北消防署 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延面積726m ² ホース乾燥台、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 令和6年2月9日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 建築関係コンサルタント	部門 建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和5年8月31日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和5年9月5日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	令和5年9月8日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	2,090,000 円（税抜き）		
最 低 制 限 価 格	有		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

505082803

公告日	令和5年8月28日	業務担当課	営繕課
業務名	令和5年度営市交第1-40号 津市安東出張所解体工事に係る設計業務委託		
業務場所	津市 納所町	地内	
業務概要	解体 津市安東出張所 鉄筋コンクリート造 2階建 延面積175m ² 駐輪場、防災倉庫、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式		
期間	契約締結の日から 令和6年1月12日 まで		
発注業種	建築関係コンサルタント		
参加資格に関する事項	登録要件	業種 建築関係コンサルタント	部門 建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
	技術者要件	主任技術者	一級建築士又は二級建築士(本市発注業務における専任配置)
	その他要件		
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで	
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和5年9月8日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	令和5年9月13日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	1,574,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	有		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

505082804

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維第10号 一志町高野地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 一志町高野	地内		
工 事 概 要	表層 80m ² 側溝工 12m 集水桝・マンホール工 1箇所 プレキャスト擁壁工 36m			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月22日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】白山・美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月13日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,268,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082805

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北狭道補第7号 河芸町中別保ほか2町地内狭あい道路整備工事			
工 事 場 所	津市 河芸町中別保ほか2町	地内		
工 事 概 要	表層 149m ² 側溝工 47m 集水桝・マンホール工 4箇所			
工 期	契約締結の日から 令和5年12月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,732,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082806

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和5年度農基補第4号 長岡町地内水路改修工事			
工 事 場 所	津市 長岡町	地内		
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 94.2m			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月12日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,307,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082807

公告日	令和5年8月28日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和5年度北狭道補第6号 藤方ほか2町地内狭あい道路整備工事			
工事場所	津市 藤方ほか2町	地内		
工事概要	表層 120m ² 側溝工 36m 集水桝・マンホール工 3箇所			
工期	契約締結の日から 令和5年12月11日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月13日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	2,477,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082808

公告日	令和5年8月28日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和5年度北道新補第4号 柳山藤方線道路改良（塗装）工事			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	溶融式カラー舗装 109m ²			
工期	契約締結の日から 令和5年12月4日 まで			
発注業種	塗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和5年9月13日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	2,406,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082809

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北公維第1号 津借楽公園改修工事			
工 事 場 所	津市 広明町	地内		
工 事 概 要	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 47m ² 側溝工 33m 柵工 24m			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月22日 まで			
発 注 業 種	造園			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,049,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082810

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和5年度営芸地第12号 津市芸濃庁舎ガス設備改修工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町椋本	地内		
工 事 概 要	ガス設備改修 自動切替式一体型調整器 2組 ボンベ庫 2個 ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月15日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月8日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月5日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月8日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月13日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,282,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082811

公 告 日	令和5年8月28日	業 務 担 当 課	建設整備課	
業 務 名	令和5年度建整消総継第1-2号 津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業務委託			
業 務 場 所	津市 一色町	地内		
業 務 概 要	造成設計 一式			
期 間	契約締結の日から 令和6年6月28日 まで			
発 注 業 種	土木関係コンサルタント			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	
		部 門	都市計画及び地方計画	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等、東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が1億円以上であること	
		東海三県内本店 又は支店等	営業収入金額が1億円以上であること	
同種業務 実績要件				
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年9月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和5年9月11日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和5年9月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月20日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,379,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	有			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 <u>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

505082812

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維第9号 雲出島貫町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 雲出島貫町	地内		
工 事 概 要	表層 87m ² 側溝工 59m プレキャスト擁壁工 54m			
工 期	契約締結の日から 令和6年2月5日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年9月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月20日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	10,120,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・<u>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</u></p> <p>・<u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u></p>			

事後審査型条件付一般競争入札

505082813

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和5年度建整消総第1号 津市北消防署整備に伴う駐車場等整備(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 栗真中山町	地内		
工 事 概 要	表層 5,116m ² コンクリート舗装 852m ² 側溝工 217m 集水桝・マンホール工 8箇所			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月31日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年9月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月20日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	62,347,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082814

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和5年度住補第4号 津市市営南阿漕2号館外壁その他改修工事			
工 事 場 所	津市 阿漕町津興	地内		
工 事 概 要	改修 (外壁改修、内外装改修、塗装改修、排水設備) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月30日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年9月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月20日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	48,653,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505082815

公 告 日	令和5年8月28日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和5年度営環施第13号 津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事			
工 事 場 所	津市 安濃町妙法寺	地内		
工 事 概 要	防水改修工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和6年2月6日 まで			
発 注 業 種	防水			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年9月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月20日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。</p>			

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

505082816

公告日	令和5年8月28日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和4年度北道維補第6号 河芸環状線道路改良（舗装）工事			
工事場所	津市 河芸町赤部ほか2町	地内		
工事概要	表層 8,510m ² 基層 8,410m ²			
工期	契約締結の日から起算して145日間			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）	
	その他要件			
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型（津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号）		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／10＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）〕 イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／10〕		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。		
	【提出資料】 評価項目算定資料	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目算定資料届出書【第1号様式】 ・施工実績評価資料【第5号様式】 ・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】 ・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)【添付資料】 ・市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】 ・手持ち工事量評価資料【別紙様式】 ・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し【添付資料】 ・配置予定技術者評価資料【第6号様式】 ・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】 ・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し【添付資料】 ・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し【添付資料】 ・建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】 ・事業者IDの写し等【添付資料】 		
		価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和5年9月20日 津市HP(入札情報)にて公表	
		審査結果照会	令和5年9月22日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。	

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和5年9月15日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受け付けません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月15日 まで
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和5年9月6日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和5年9月11日 ホームページにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和5年9月15日 必着
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛
開札日時 及び場所	令和5年9月25日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室	
予定価格	79,295,000 円（税抜き）	
低入札価格 調査基準価格	有	<p>本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。</p> <p>なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
重点調査 基準価格	有	<p>低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。</p> <p>重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>
失格基準価格	有	<p>失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。</p> <p>失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。</u> ・<u>低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。</u> ・<u>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</u> 	

津市公告第133号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和5年8月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年8月26日	津市野田	猫（雑種）	サビ短	メス	小	91日以上	

2 収容期間 令和5年9月1日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第134号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和5年8月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年8月29日	津市久居北口町	猫（雑種）	キジトラ短	メス	中	91日以上	

2 収容期間 令和5年9月4日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市上下水道事業告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社三重土建	津市久居新町1122番8	令和5年3月13日から令和10年3月12日まで
津総合設備株式会社	津市南中央2番26号	令和5年3月28日から令和10年3月27日まで
株式会社イーライフグループ	東京都渋谷区南平台町15番地15号	令和5年4月4日から令和10年4月3日まで
森重工業	津市阿漕町津興1193番地	令和5年4月14日から令和10年4月13日まで
有限会社東海建設工業	伊勢市御薊町高向331番地3	令和5年4月25日から令和10年4月24日まで
ニッカホーム中部株式会社	名古屋市緑区相原郷一丁目2609番地	令和5年5月16日から令和10年5月15日まで
株式会社タカ設備工業	桑名市大字芳ヶ崎1056番地1	令和5年6月5日から令和10年6月4日まで
平井建設	津市美里町家所2396番地	令和5年6月30日から令和10年6月29日まで

津市上下水道事業告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和5年8月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

名称	所在地	指定の有効期間
高橋建設有限会社	松阪市大口町350番地3	令和10年9月29日まで
鈴建建設株式会社	松阪市舞出町438番地の18	令和10年9月29日まで
黒部水道工業所	松阪市西黒部383番地1	令和10年9月29日まで
マエダクリーン管工業有限会社	松阪市高町120番地2	令和10年9月29日まで
株式会社近江建設	津市河芸町東千里533番地の1	令和10年9月29日まで
有限会社安建	津市南中央4番15号	令和10年9月29日まで
馬路組	鈴鹿市東旭が丘三丁目20番7号	令和10年9月29日まで
有限会社光産業	松阪市高須町2870番地	令和10年9月29日まで
株式会社音羽工業	四日市市智積町1941番地1	令和10年9月29日まで
有限会社川端工業	鈴鹿市北江島町11番11号	令和10年9月29日まで
株式会社磯田土建	津市美杉町丹生俣1358番地の1	令和10年9月29日まで

有限会社末崎水道	亀山市能褒野町245番地の2	令和10年9月29日まで
伊東住設株式会社	伊賀市下柘植533番地の1	令和10年9月29日まで
宮村設備	亀山市下庄町3004番地	令和10年9月29日まで
長谷川電器株式会社	津市城山三丁目4番38号	令和10年9月29日まで
ムラキ設備	度会郡玉城町宮古1414番地4	令和10年9月29日まで
有限会社森水道	亀山市野村一丁目1番17号	令和10年9月29日まで
有限会社幸工業	四日市市三ツ谷町11番20号	令和10年9月29日まで
株式会社大光建設	松阪市嬉野上野町1615番地1	令和10年9月29日まで

津市上下水道事業公告第24号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月21日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年8月21日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工維第4号 安濃町田端上野地内下水道管更生工事			
工事場所	津市 安濃町田端上野	地内		
工事概要	本管部分補修工(既設管径250mm) 30箇所 支管一体部分補修工(既設本管径250mm 既設取付管径150mm) 7箇所 取付管更生工(既設管径150mm) 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和5年11月27日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
専門技術者		下水道管更生工法及び下水道管部分補修工法の施工技術の認定証等を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件	令和5年度格付区分等業者一覧(土木一式)に登載されていること 下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会会員であること 下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会会員であること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月4日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月4日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel.059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年8月30日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月7日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	10,132,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和5年8月21日	業務担当課	下水道施設課	
業務名	令和5年度下施雨ボ補第1-1号 桜橋ポンプ場改築実施設計（詳細）業務委託			
業務場所	津市 桜橋三丁目	地内		
業務概要	下水道設計 桜橋ポンプ場 機械設計(ポンプ設備) 一式 電気設計(ポンプ設置に伴う電気設備) 一式			
期間	契約締結の日から 令和6年2月28日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店又は市内支店等	営業収入金額を有すること	
	同種業務実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり計画雨水量が8m ³ /S以上の雨水ポンプ場(排水機場)の実施設計業務		
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士(津市発注業務における専任配置)	
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月4日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月4日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年8月30日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月7日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	6,420,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年8月21日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和5年度水工第19号 安濃町清水地内配水管布設工事			
工事場所	津市 安濃町清水 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ150mm 220.6m 消火栓設置工 単口地下式 4箇所 配水管布設工 DIPφ100mm 462.4m 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 105.2m 不断水仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm 5箇所 配水管布設工 PPφ50mm 33.3m 舗装本復旧工 4,729m ² 仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm 37箇所			
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。）	
現場代理人		常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月11日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月11日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel.059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月30日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和5年9月6日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和5年9月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月14日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	103,720,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・ 本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップ活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年8月21日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工公補第13号 曾根南処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 安濃町曾根	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 310m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 7箇所 ます設置工 16箇所			
工 期	契約締結の日から 令和6年1月22日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月11日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月11日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年8月30日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月6日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月14日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。</u> 			

津市教育委員会告示第8号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月17日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和5年8月24日（木） 午前9時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
令和6年度使用小学校用教科用図書の採択について

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月22日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和5年8月29日（火） 午前9時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
令和6年度使用小学校用教科用図書の採択について（継続）

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年8月23日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	岩	脇	圭	一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に基づく監査（以下「行政監査」という。）
- 2 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 3 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体監査」という。）

第3 監査のテーマ

- 1 行政監査
市に事務局が置かれている任意団体の会計事務について
- 2 随時監査
工事監査
- 3 財政援助団体監査
市に事務局が置かれている任意団体への財政援助について

第4 監査の目的

- 1 行政監査及び財政援助団体監査
市から補助金等の財政援助を受けている団体の中には、その補助金等の交付を所管する部局に当該団体の事務局が置かれ、市職員が事務局員を兼ねて、会計事務に従事している場合がある。
これらの団体は、市の組織とは異なる任意の団体であることから、市が定める条例、規則・要綱等の規程は適用されず、市として統一されたルールがない中で、団体独自に運営されているのが実情である。
市の組織とは異なる団体の事務ではあるものの、市職員が、公金である補助金等の交付を受けて、団体の資金を管理しており、内部統制上の視点からすると、潜在的なリスクが存在している。
そこで、近年、他の自治体において、公金、準公金に係る不祥事が後を絶たないことも踏まえ、市に事務局が置かれている任意団体における事件・事故の未然防止及び適正な団体運営に資することを目的として監査を実施した。

2 随時監査

市における工事が、設計、積算、施工等の各段階において、技術面で適正に施工されているか、調査することを目的として監査を実施した。

なお、監査に当たっては、技術的な専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求めた。

第5 監査の対象

1 行政監査及び財政援助団体監査

令和5年2月から3月にかけて実施した実態調査により把握した市の部局内に事務局が置かれ、市職員が会計事務（通帳管理を含む。）に従事している54団体のうち、過去の監査の実施状況、決算金額の多寡、現金預金の管理状況等を総合的に勘案して、次の15団体を対象とした。

なお、15団体のうち、津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会については、財政援助（負担金又は補助金）ではなく、市からの委託料により事業を実施しているため、行政監査のみの対象とした。

(1) 対面監査（監査委員質疑実施）

団体名	所管部局
津市防犯協会	市民部市民交流課
津市文化芸術団体連絡協議会	スポーツ文化振興部文化振興課
津市物産振興会	商工観光部商業振興労政課
津市農林水産物利用促進協議会	農林水産部農林水産政策課
津市土地改良事業団体協議会	農林水産部農業基盤整備課
津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会	都市計画部交通政策課
長野川流域環境保全協議会	美里総合支所地域振興課
津市森林セラピー基地運営協議会	美杉総合支所地域振興課
津市子ども会育成者連合会	教育委員会事務局生涯学習課

(2) 書面監査

団体名	所管部局
津市男女共同参画フォーラム実行委員会	市民部男女共同参画室

津シティマラソン実行委員会	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
津市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部介護保険課
津の海観光客おもてなし協議会	商工観光部観光振興課
久居まつり実行委員会	久居総合支所地域振興課
ふれあいのかおり実行委員会	香良洲総合支所地域振興課

- (3) 対象年度
令和2年度から令和4年度まで

2 随時監査

- (1) 工事名
令和2年度営事推継第35号津市モーターボート競走場競技棟等新築その他工事（工事場所：藤方地内）
- (2) 所管部局
建設部営繕課及びボートレース事業部事業推進課

第6 監査の期間

- 1 行政監査及び財政援助監査
令和5年4月12日から同年7月10日まで
- 2 随時監査
令和5年4月19日から同年7月10日まで

第7 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局から提出を受けた関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計に係る計画、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

- 1 行政監査
- (1) 団体の現金等の管理は適正か。
- (2) 団体に必要な諸規程が制定されているか、その内容は適正なものか。
- (3) 団体の会計事務及びそのチェック体制は適切か。

- (4) 市が団体の事務局を担う必要性があるか。
- 2 財政援助団体監査
 - (1) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
 - (2) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
 - (3) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。
- 3 随時監査
 - (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
 - (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
 - (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
 - (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
 - (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告
 - 法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
 - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
 - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
 - 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第9 行政監査及び財政援助団体監査の結果

- 1 津市防犯協会（市民部市民交流課）
 - (1) 団体に関する事項
 - ア 設立時期：平成18年
 - イ 規約等の有無：有り
 - ウ 設立目的

市民の防犯意識を向上させるとともに、各種防犯活動を通じて安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

エ 会員数等：21団体

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：3人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：津市防犯協会負担金
- イ 令和5年度予算額：8,840,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：8,918,173円
（うち負担金：8,840,000円）
- イ 支出総額：8,866,652円
- ウ 収支差引：51,521円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

2 津市文化芸術団体連絡協議会（スポーツ文化振興部文化振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成18年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

津市における文化・芸術・芸能の振興とその普及を図るとともに、各種文化団体相互の協力と理解を深め、市民文化の向上に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：10団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市文化芸術団体連絡協議会補助金

イ 令和5年度予算額：2,200,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：2,843,616円

（うち補助金：2,142,743円）

イ 支出総額：2,842,161円

ウ 収支差引：1,455円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

3 津市物産振興会（商工観光部商業振興労政課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

市の物産及び特産物に関する調査、研究を行い、内外にわたる宣伝紹介及び斡旋を行い、その販路の拡張を図り、もって本市の産業の発展に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：約100団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：5人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市商工業振興等関係補助金（地場産業振興事業補助金）

イ 令和5年度予算額：3,065,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：6,546,243円

（うち補助金：1,400,000円）

イ 支出総額：3,233,168円

ウ 収支差引：3,313,075円（次年度繰越金）

(5) 講評

市が補助すべき金額の精査について（意見）

津市物産振興会の繰越金の額については、令和元年度末では、117万4,959円であったものが、令和4年度末では、331万3,075円となっており、3年間で繰越金が213万8,116円増加している。

繰越金が増加している主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止等で、補助金の交付決定額を減額する変更交付申請がなされているものの、事業費に対して出店料・協賛金等、市からの補助金の順で充当し、その残りの額に会費収入を充当している

ため、充当しきれなかった会費が余剰金となったことによるものである。

本来補助金は、団体が実施する事業に公益性を認めて、事業費の一部を支援するものであることから、市との共催に係る事業であっても、会費等による自主財源がある場合には、真に支援が必要な額を十分に精査した上で補助金を交付されたい。

4 津市農林水産物利用促進協議会（農林水産部農林水産政策課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成23年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

本市の安全・安心な農林水産物の生産力を高め、生産者と消費者との信頼関係を深めつつ、市内で生産された農林水産物の市内での消費拡大を図るとともに、その特産品化を推進することにより、農林水産業の経営の安定化と地域の活性化に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：25人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：有り

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3～4人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：協議会負担金

イ 令和5年度予算額：2,104,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：2,054,112円

（うち負担金：1,654,000円）

イ 支出総額：1,714,930円

ウ 収支差引：339,182円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

5 津市土地改良事業団体協議会（農林水産部農業基盤整備課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成20年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進するとともに、本市における創造的な地域づくりの展開に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：25団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：無し

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市土地改良事業団体協議会補助金

イ 令和5年度予算額：2,420,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：6,039,695円

（うち補助金：1,971,215円）

イ 支出総額：3,942,431円

ウ 収支差引：2,097,264円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 補助対象経費の明確化及び事業成果確認の徹底について（意見）

一般的に食糧費は補助対象経費として認められていないが、津市土地改良事業団体協議会補助金に係る事業として令和4年度に実施した視察研修の費用に、18人分の食事代6万3,000円（1人当たり3,500円）が含まれており、全額が補助対象経費とされていた。

しかしながら、同協議会から提出された実績報告書には当該研修の成果を示した資料は添付されておらず、補助金交付確定の審査において、当該経費を補助対象として認めた経緯についても明確にされていなかった。

研修に対する補助金の交付に当たっては、補助事業の内容に疑念を招かないよう、対象経費の判断基準を明確にするとともに、事業成果の確認を徹底されたい。

イ 市が補助すべき金額の精査について（意見）

津市土地改良事業団体協議会の繰越金の額については、令和元年度末では50万7,527円であったものが、令和4年度末では209万7,264円となっており、3年間で繰越金が158万9,737円増加している。

繰越金が増加している主な要因は、事業費の2分の1の額に市からの補助金を充当し、残りの額に会費収入等を充当しているため、充当されなかった収入額が余剰金となったことによるものである。

本来補助金は、団体が実施する事業に公益性を認めて、事業費の一部を支援するものであることから、会費等による自主財源がある場合には、真に支援が必要な額を十分に精査した上で補助金を交付されたい。

6 津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会（都市計画部交通政策課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成20年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津なぎさまちを海に親しみながら集い賑わう交流拠点とするため、年間を通じて継続的に事業展開することで、津なぎさまちのイメージアップと賑わいの創出を図ることを目的とする。

エ 会員数等：6人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：1,886,669円

（うち委託料：1,799,600円）

イ 支出総額：1,805,182円

ウ 収支差引：81,487円（次年度繰越金）

(4) 講評

行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

7 長野川流域環境保全協議会（美里総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

美里町地内の長野川流域の環境保全と同町地内に存する津市所有の水道水源かん養林の保全を図ることを目的とする。

エ 会員数等：21人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

- エ 従事する職員数：1人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：地域かがやきプログラム事業負担金（美里水源の森事業）
- イ 令和5年度予算額：400,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：3,907,990円
（うち負担金：750,000円）
- イ 支出総額：3,888,944円
- ウ 収支差引：19,046円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

協議会は、市が委託している美里水源の森維持管理に係る見回り業務等に対する賃金、イベントにおける各種労務費及び講師謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 協議会への財政援助の在り方の検討について（意見）

長野川流域環境保全協議会に対しては、市が美里水源の森事業への負担金を支出しているが、負担金の根拠及び負担割合が覚書などにより明文化されていないため、これを明確にされたい。

また、協議会は、組織の強化・充実を図るため、令和5年度中に、NPO法人化を予定していることから、これを機に、団体の自立に向けた財政援助の在り方について検討されたい。

8 津市森林セラピー基地運営協議会（美杉総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成20年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

津市森林セラピー基地の地域に根ざした発展と定着による集客拡大により美杉地域の活性化と振興を図ることを目的とする。

エ 会員数等：90人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：森林セラピー基地運営協議会負担金

イ 令和5年度予算額：2,000,000円

ウ 今後の方向性：縮小

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：4,984,472円

（うち負担金：2,000,000円）

イ 支出総額：2,858,925円

ウ 収支差引：2,125,547円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

津市森林セラピー基地運営協議会内部規程に基づき、森林セラピスト・森林セラピーガイドに対し、イベント実施の都度、役割に応じた単価の報酬を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 市が負担すべき金額の精査について（意見）

市は津市森林セラピー基地運営協議会に対し、令和2年度から4年度まで、毎年度200万円の負担金を支出しているが、同協議会における繰越金の額は、令和元年度末時点では118万4,094円であったものが、令和4年度末では212万5,547円となっており、3年間で94万1,453円増加していた。

負担金の財源には、過疎対策事業債が全額充てられているものであり、市として真に負担すべき金額を精査の上、事業効果を高める予算執行に努められたい。

ウ 協議会の自立に向けた支援の在り方の検討について（意見）

津市森林セラピー基地運営協議会規約において、事務局員は会長が会員の中から任命するものとされており、美杉総合支所（地域振興課地域振興担当）に対しては、協議会が設置する検討会への協力支援を求めることができるものとされている。

しかしながら、美杉総合支所が会計事務、備品管理などの事務局機能を担っているのが実態である。

令和5年は、同協議会が発足して15周年の節目を迎えているのを機に、財政援助、事務局機能の両面から、同協議会の自立に向けた支援の在り方について検討されたい。

9 津市子ども会育成者連合会（教育委員会事務局生涯学習課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津市内の「子ども会育成者連絡協議会」の活動を尊重しつつ、連絡協議をおこなうことや、統一的な活動と相互の研修の場をつくり、津市内の子ども会発展に力をあわせることを目的とした連合組織とする。

エ 会員数等：6,474人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市子ども会育成者連合会活動補助金

イ 令和5年度予算額：7,350,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：4,434,348円

（うち補助金：4,092,541円）

イ 支出総額：4,407,939円

ウ 収支差引：26,409円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

子ども会大会における体験活動の講師として個人に謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 補助事業における業者選定について（意見）

令和2年度から4年度までの3年間に154万5,619円の物品を発注しているが、そのうち139万7,405円を同一業者に発注していた。

補助対象経費には補助金が充当されていることから、特定の業者を優遇しているとの疑念を招かないよう、業者の選定方法を見直されたい。

ウ 補助事業の計画的な遂行について（意見）

令和3年度の津市子ども会育成者連合会活動補助金については、574万8,046円の事業費に対し、540万円が交付されている。このうち、94万205円については、年度末の令和4年3月30日と31日の2日間に郵便切手と各種の物品を購入するために支出されていたが、全ての納品書に日付が記入されていなかった。

補助金の交付金額を減額されないために物品等を購入したとの疑念を招かないよう、計画的に事業を遂行するとともに、購入日を明確にした書類の管理を徹底されたい。

エ 補助事業に係る自主財源の確認の徹底について（意見）

津市子ども会育成者連合会活動補助金における補助事業のうち、令和3年度に実施された秋の体験活動事業については、参加者から参加費として24万円を徴収しているが、他の事業に充当していた。

補助金交付確定当たっては、事業に係る自主財源の有無についても十分に確認し、適正な審査を徹底されたい。

10 津市男女共同参画フォーラム実行委員会（市民部男女共同参画室）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

男女共同参画社会の形成の促進を図るため、津市男女共同参画フォーラムの開催に関し、津市と協働して企画及び運営等を行うことを目的とする。

エ 会員数等：20人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：有り

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：男女共同参画フォーラム開催負担金

イ 令和5年度予算額：350,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：481,055円

（うち負担金：350,000円）

イ 支出総額：420,984円

ウ 収支差引：60,071円（次年度繰越金）

(5) 講評

次年度への繰越金の精査について（意見）

津市男女共同参画フォーラム実行委員会は、令和3年度と令和4年度に市から35万円の負担金の交付を受けている。

令和3年度同委員会の事業費は24万1,909円となり、負担

金の交付額に対し余剰金が発生したが、これを戻入することなく全額を令和4年度に繰り越していた。

また、令和4年度においても、令和5年3月中旬までの事業費は負担金の交付額を下回る27万9,084円であったが、同実行委員会の当初予算では購入予定がなかったノートパソコンとウィルスソフトを令和5年3月30日に購入し、振込手数料を含めて14万1,900円を執行したことで、最終的な事業費が、負担金の交付額を上回ることになった。

負担金の交付金額を減額されないために備品を購入したとの疑念を招かないよう、次年度に予算を繰り越す場合には用途を明確にした上で適切な時期に執行するとともに、明確な支出予定がない場合は、市として負担金の戻入処理をするよう徹底されたい。

11 津シティマラソン実行委員会（スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津シティマラソン大会の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

エ 会員数等：10人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市スポーツ振興事業補助金（津シティマラソン振興事業）

イ 令和5年度予算額：15,217,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：27,076,650円
（うち補助金：12,347,241円）
- イ 支出総額：27,076,650円
- ウ 収支差引：0円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

12 津市福祉有償運送運営協議会（健康福祉部介護保険課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成19年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、津市の住民の福祉の向上を図り、もって公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性及びこれらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議することを目的とする。

- エ 会員数等：14人

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：3人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：福祉有償運送運営協議会負担金

イ 令和5年度予算額：130,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：251,785円

（うち負担金：130,000円）

イ 支出総額：184,440円

ウ 収支差引：67,345円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

13 津の海おもてなし協議会（商工観光部観光振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成27年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

御殿場海岸及び香良洲海岸の周辺地域等における観光客へのおもてなしを目的とする。

エ 会員数等：6人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：1人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：津の海運営事業負担金
- イ 令和5年度予算額：10,000,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：9,305,046円
（うち負担金：9,291,465円）
- イ 支出総額：9,305,046円
- ウ 収支差引：0円（次年度繰越金）

(5) 講評

所得税等の源泉徴収について（指摘）

御殿場海岸海水浴場において、遊泳期間中の救護に当たる看護師に対し、日額単価により、従事日数に応じた報償費を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

14 久居まつり実行委員会（久居総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成20年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

久居まつりの開催を通じ、市民の健全なレクリエーションの推進及びふれあい交流機会の拡充並びに市商工業及び農林業の振興を図ることを目的とする。

- エ 会員数等：16人

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：4人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：地域かがやきプログラム事業補助金（久居まつり事業）

イ 令和5年度予算額：17,952,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：3,087,643円

（うち補助金：2,600,000円）

イ 支出総額：3,070,998円

ウ 収支差引：16,645円（次年度繰越金）

(5) 講評

文書郵送料の市費負担について（指摘）

久居まつり実行委員会の業務において必要となる文書の郵送について、令和2・3年度は事業を中止・規模縮小したため郵送した文書はなかったが、令和4年度は秋のまつりに係る市議会議員への案内通知について、市の業務として取り扱い、市が文書郵送料を負担していた。

今後は、市の業務と団体の業務を明確に区別し、団体が負担すべき費用を市が負担することがないよう徹底されたい。

15 ふれあいのかおり実行委員会（香良洲総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成17年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

香良洲町の自然の保全と住民同士のふれあい交流の機会を図ることを目的とする。

エ 会員数等：10団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：無し

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：地域かがやきプログラム事業補助金（ふれあいの
かおり事業）

イ 令和5年度予算額：3,080,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：3,216,005円

（うち補助金：3,080,000円）

イ 支出総額：3,187,351円

ウ 収支差引：28,654円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行
われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事
務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認
められた。

第10 随時監査の結果

1 工事名：令和2年度営事推継第35号

津市モーターボート競走場競技棟等新築その他工事

（建設部営繕課及びボートレース事業部事業推進課）

2 請負業者名：前田・安濃特定建設工事共同企業体

3 契約の種別：条件付一般競争入札

4 入札参加業者数：6者

5 契約年月日：令和2年12月9日

6 工期

(1) 当初 令和2年12月9日から令和7年1月14日まで

(2) 変更後 令和2年12月9日から令和7年3月14日まで

7 契約金額（令和5年3月31日現在）

(1) 当初 3,522,123,000円

- (2) 変更後 3, 887, 928, 000円
- 8 実施進捗率：28.8%（令和5年3月31日現在）
- 9 講評

工事調査業務委託契約による調査の結果、監理・監督業務において、総括的には良好であると認められた。

なお、現地調査実施時には、作業員の墜落防止及び物の落下防止措置がなされていない箇所があったことや、建設業許可票の監理技術者、主任技術者の資格者交付番号欄に誤った番号が記載されていたことから、残る工期においては、本件監査結果を十分に踏まえた上で、適正な施工管理に努められたい。

第11 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 市の事務と団体事務の整理について

対面監査を実施した所属との質疑を通じて、対応した職員からは、団体の事務局員としての立場と市職員としての立場のどちらの立場で業務を行っているか、明確に区別している様子はいかがえなかった。

監査対象とした団体の中には、市の業務と密接に関係し、共同して事業を実施している団体があり、市の業務として整理できる団体がある一方で、市の本来業務との関係性が希薄で、市の業務として整理するのは難しい団体も見受けられた。

職員には、地方公務員法第35条に定める職務に専念する義務が課されているが、今回監査の対象とした団体の事務に従事するに当たり、任命権者から、その義務の免除の承認を得ている所属はなかった。

今回の監査対象とした所属のみならず、任意団体の事務局が置かれている所属においては、団体の事務が市の業務として整理できない場合、公務上の責任の範囲を明確化する観点からも、職務専念義務の免除の承認を得ておくことが望ましい。

2 職員による立替払について

監査対象とした15団体のうち半数を超える9団体において、団体の事業に要する経費を職員が立て替えていることが確認された。

事業実施に当たり、急に物品等の調達が必要となることはあり得るこ

とから、団体事務においては、職員による立替払を完全に否定するものではないが、立替払には、他の自治体における不祥事の例からも、調達業者と職員との間で不正が働く余地があり、リスクの高い会計事務と言える。

また、監査結果において指摘等には至らなかったものの、職員個人のクレジットカードや電子マネーによる立替払、現金払においても、店舗に応じたポイントを取得しているものが見受けられた。

デジタル社会の進展により、キャッシュレス決済が急速に普及し、各種のポイントが自然と付与される環境になっていることから、意図せずポイントを得てしまう側面もあろうが、結果として、立替払の精算を通じて、準公金により職員が金銭価値を有する個人的な利益を得ていることになり、適切な会計事務であるとは言えない。

職員が公金を利用して私的な利益を得ているとの疑念を招かないよう、時間に余裕を持った計画的な会計事務の執行により、ポイント制度の対象となるクレジットカードや電子マネーによる立替払、現金払であっても、店舗に応じたポイントを取得する立替払は厳に慎むよう徹底されたい。

3 繰越金の取扱いについて

監査結果において、意見に至った団体もあったが、市からの財政援助の金額、団体の事業規模から考えると、多額の繰越金を有している団体が見受けられた。

これらの団体には、市からの財政援助のほかに、会費収入やイベント参加料等の収入があるため、一概に市からの財政援助の資金が繰越金として滞留しているとは言えないが、収入の性質から考えると、事業費に充てられるべきものが滞留していることになり、実質的に、繰越金には市からの財政援助の資金が多く含まれているものと推察される。

この要因として、団体の会費等の収入をどの費用に充てるのか、団体の中で明確になっておらず、1年間の事業費が市からの財政援助の金額を上回りさえすれば良いという、事務局を担う市と団体の間における前例を踏襲した緊張感のない関係が背景にあると強く感じたところである。

団体にとって、十分な繰越金があることは、安定的で柔軟な事業運営ができる利点はあるものの、その原資が公金であるならば、毎年度の決算において余剰金（次年度繰越金）が生じた場合、補助金であれば、交

付決定額を減額する変更交付申請を行うこと、負担金であれば、負担金額の精算による戻入処理を行うことが望ましい。

また、他の自治体における不祥事にも見られるように、多額の繰越金、すなわち多額の現金預金を手元にあることを認知していると、同一の職員が長年担当している場合や、担当職員が交代した場合などに、団体資金からの一時借用や、横領等が発生するリスクが高まる。

こうしたリスクを低減する観点から、できる限り繰越金を少なくする決算に努めること、一時的に多額の繰越金が発生した場合は、市が真に財政援助すべき金額を精査し、次年度以降の事業費の財源に活用するなど、繰越金の早期解消に努められたい。

4 通帳残高の適時適切な確認について

監査対象とした団体の通帳については、大型金庫や手提げ金庫など、いずれも鍵付きの場所に保管されており、概ね適正に管理されていた。

また、通帳残高についても、定期的な残高照合や、支出伺い決裁に通帳写しを添付して確認しているなど、組織としてのチェック機能が働いている団体も見受けられた。

他の自治体での事件・事故の多くは、通帳への出入金の管理を担当者任せにし、組織としての通帳残高のチェックが疎かになっていたことにより発生している。

通帳の管理責任者は、任意団体の会計事務にはリスクがあるという前提に立ち、今後も適時適切な通帳残高の確認に努められたい。

5 備品台帳の整備及び行政財産の目的外使用許可等について

監査を通じて、監査対象とした団体における備品や物品の管理方法を確認したところ、市の備品等と区別できるよう団体名が記載されたラベルを貼付するなど、適正に管理されている団体がある一方で、団体において購入する必要性に疑義があるものや、備品台帳を整備していないなど、十分に管理されているとは言えない団体も見受けられた。

また、団体として行政財産の目的外使用許可を得ることなく、市有施設の一区画を間借りして、事業実施に必要な備品等を継続的に保管している団体も見受けられた。

団体での備品等の購入は、市で購入するよりも、予算措置、契約事務において融通が利きやすいため、市の業務への流用や、職員による私物化などのリスクが潜在している。

市民から見れば、市の備品等も団体の備品等も、市有施設に保管されていれば、市が公金で購入した備品等であり、適正な管理が求められるのは言うまでもない。

市と団体の備品等を明確に区別した上で、市の規程に準じた備品台帳を整備するとともに、その保管に市有施設の一定面積を必要とする場合は、行政財産の目的外使用許可を得るなど、適正な管理に努められたい。

6 適正な決算及び会計監査による団体運営について

監査対象とした団体の多くは、適正に会計監査を行っていたが、規約や会則に監事に係る規定がない団体、会計年度が終了する前に会計監査を行っている団体、会計年度終了日の3月31日に会計監査を行っている団体も見受けられた。

決算及び会計監査の目的は、会計年度が終了する3月31日時点における団体の財務状況を明らかにし（決算書の作成）、4月1日以降に、監事が、その内容を監査することで、会計事務の正確性・適正性を担保することにある。決して会計事務を担う事務局が、決算内容を監事に報告し、会計年度内に署名、捺印をもらうことが目的ではない。

また、会計監査以前の問題として、事務費として計上すべき費用を誤って事業費に計上していた団体や、一括発注したと思われる物品を分割納品により伝票処理していた団体もあった。これらは、実態を反映しておらず、会計に求められる真実性の原則に反するものである。

市からの財政援助を受けている団体においては、公金をどのような目的に、いくら使ったのか、市民への説明責任を果たす観点からも、団体における決算及び会計監査の意義、重要性を再認識し、適正な団体運営に努められたい。

以上